

中心市街地の活性化とまちづくりを推進

～鳥取市とUR都市機構が協力協定を締結～

鳥取市と独立行政法人都市再生機構（以下「UR都市機構」）は、中心市街地の活性化とまちづくりを推進するため、協力協定を締結します（詳細は、次頁参照）。

については、下記のとおり、締結式を執り行いますのでお知らせいたします。

記

- 1 日 時 令和元年 7 月 1 日（月）14 時 00 分～
- 2 場 所 鳥取市役所本庁舎 3 階第 1 応接室
（鳥取市尚徳町 116 番地）
- 3 出席者 鳥取市長、UR 都市機構理事・西日本支社長ほか
- 4 次 第 出席者紹介、概要説明、協定書署名、写真撮影、
挨拶（鳥取市長、UR 都市機構理事・西日本支社長）
- 5 本協定に基づく連携事項
 - ・鳥取市中心市街地活性化基本計画に基づくまちづくりの推進に関すること
 - ・中心市街地の賑わい再生に関すること
 - ・鳥取駅周辺の賑わいづくりに関すること
 - ・その他、協議により必要と認められる事項

（お問合せ先）

鳥取市

都市整備部 中心市街地整備課 （電話） 0857-20-3276

UR 都市機構 西日本支社

都市再生業務部 中国まちづくり支援事務所 （電話） 082-568-8951

総務部 総務課 （電話） 06-6969-9008

【協定締結の背景及び目的等】

■背景

我が国におきましては、人口減少、高齢化の急速な進行のなか、都市構造の再構築等を進め、コンパクト・プラス・ネットワークのまちづくりを進めることが急務となっています。

鳥取市におきましては、「鳥取市都市計画マスタープラン（平成 29 年 3 月 策定）」において、「多極ネットワーク型コンパクトシティ」を将来像に掲げ、都市機能や居住地がバランスよく配置されたコンパクトな都市づくり（中心拠点、地域生活拠点の形成）を進めています。平成 30 年 3 月には 3 期目となる「鳥取市中心市街地活性化基本計画」の内閣総理大臣認定を受け、中心拠点である中心市街地の再生や、鳥取駅周辺の賑わいづくりなどに積極的に取り組んでいます。

一方、UR 都市機構では、地方都市におけるコンパクトシティの実現に向けた都市構造の再構築といった政策課題に対し、「まち・ひと・しごと創生総合戦略（2018 改訂版）」等も踏まえ、地方公共団体やまちづくり活動の担い手等と連携し、都市機能・居住機能の誘導、老朽建物・低未利用地の再編・再整備及び中心市街地の活性化、地方再生コンパクトシティの支援、民間事業者との連携等のノウハウの提供並びに技術支援を行い、各地域の特性を踏まえたまちづくりに取り組んでいます。

こうしたことから、鳥取市と UR 都市機構が連携して、同市の有する課題である中心市街地の賑わい再生や鳥取駅周辺の賑わいづくりに取り組むことは、同市のまちづくり及び国の目指す都市のコンパクトシティ化を推進するうえでたいへん有効であると判断し、このたびのまちづくり協定の締結に至ったものであります。

■目的

本協定は、鳥取市及び UR 都市機構が中心市街地の活性化とまちづくりに係る情報を共有し、包括的に連携・協力することで、鳥取市の中心市街地再生と「多極ネットワーク型コンパクトシティ」の実現に向けた取り組みを推進することを目的とします。

■本協定に基づく連携事項

- ・ 鳥取市中心市街地活性化基本計画に基づくまちづくりの推進に関すること
- ・ 中心市街地の賑わい再生に関すること
- ・ 鳥取駅周辺の賑わいづくりに関すること
- ・ その他、協議により必要と認められる事項